令和8年度 国際交流活動助成事業 ご案内

(公財)福岡よかトピア国際交流財団では、福岡市民の国際交流を支援し、福岡市の国際化を推進するため民間団体・個人の国際交流活動事業に対して助成を行います。

令和8年度募集の概要は次のとおりです。なお、この募集は令和8年度予算の成立を前提に行うものです。

1 対象者

福岡都市圏*に活動基盤を有し、福岡市民（以下「市民」という）の国際交流、国際理解、国際協力、多文化共生社会の実現等（以下「国際交流等」という。）に資する活動を行う団体・個人に助成します。

*福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町・宗像市・福津市・糸島市

2 対象事業

助成金交付の対象となるのは、令和8年 4 月 1 日～令和9年 3 月 20 日に実施される次の事業です。

（1）国際交流等事業

福岡都市圏において実施され、福岡市民の国際交流等に寄与する事業で、具体的には, 次のような内容です。

① 市民と外国人との相互理解を促進する交流事業
② 在住外国人を支援する事業
③ 国際協力を行う事業、または国際協力の理解促進等国際協力に寄与する事業
④ 市民の国際交流等の促進を目的とする講演会、シンポジウム、講座、研修等の事業

（2） 海外において実施される市民の国際交流・国際理解・国際協力等に寄与する事業。

（3） その他財団の理事長（以下理事長という）が福岡都市圏の国際化、または福岡市の多文化共生社会の実現等に資すると認める事業

3 申請要件

（1） 助成対象団体・個人は、次の要件内容をすべて満たしたものとします。

① 事業の遂行能力が十分あると認められる団体・個人であること。
② 営利活動・宗教活動・政治活動、又は寄付金を集めることを目的とする団体・個人でないこと。
⑤ 助成対象事業が国 ・地方公共団体、又は他の地域国際化協会等から助成を受けている、または受ける予定のない団体・個人であること。
⑥ 国・地方公共団体、又は他の地域国際化協会等から運営に関して、経費の補助や助成等の金銭的な便宜を受けていない団体・個人であること。
⑦ 事業が4月1日から翌年3月20日までに実施され、かつ、実績報告が可能な団体・個人であること。
⑥ 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市　条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第６条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（2） 3回を超えて助成を受けた団体・個人ではないこと。ただし、今まで助成を受けたことがない新規事業を実施する場合は申請可能とします。

4 助成対象経費

助成対象経費は次のとおりとします。

助成対象事業に必要な報償費、委託費、移動費、宿泊費、会場借上げ・設営費、広報・印刷費、消耗品費、教材費、保険料です。ただし、食糧費、人件費、その他当該団体の維持・運営に関する経費は助成対象外です。

5 助成金額

助成金の額は、予算の範囲内で次の通りです。

(1) 市民の国際交流等の促進を目的とする講演会、シンポジウム、 講座・研修会等の主催
助成対象経費の5割以内で 1 件当たり10万円を上限とします。

(2) 国際交流等事業（(1)以外の事業）
助成対象経費の5割以内で1件当たり20万円を上限とします。

6 申請期間及び申請方法

(1) 国際交流事業・講座・研修会等の主催

令和8年7月15日～令和8年8月7日（必着）に申請してください。

申請の状況により、令和8年 10 月 1 日～令和9年 3 月 20 日に実施する事業の募集を、随時行うことがあります。

当財団の HP に掲載の申請書（様式第 1 号～4 号）等に記載し提出してください。

7 選考及び決定

審査委員会を開催し、助成の可否及び助成金額を決定します。

8 助成金の交付

事業完了後2カ月以内、かつ当該年度の3月20日までに事業実績報告書及び事業収支決算書等の提出を受け、審査を受けた後に助成金を交付します。

9 交付決定の取消等

次の場合は、助成額の全部或いは一部を取り消し、既交付の場合は返還していただくことがあります。

(1) 事業が中止された場合
(2) 交付決定の内容が届け出なく変更された場合
(3) 付帯条件を順守しなかった場合
(4) 収入が支出を超え、自己負担がなくなった場合
(5) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
(6) 助成金が助成対象以外の用途に使用された場合
(7) 決まった期日までに実績報告書が提出されず、実施後の審査が困難な場合

10 その他

助成交付団体・個人については、交付団体名、助成内容及び助成金額について翌年度に当財団のHPにて公表します。

国際交流活動助成事業の助成対象となる経費及び限度額等について

国際交流事業、講座・研修会等の主催）

	経費の種類	助成対象の内容	助成上限額
助成対象経費	報 償 費	・外部から招聘した講師・公演者等の謝礼金・旅費	【国際交流等事】 助成対象経費の5割以内で 20 万円まで 【講座・研修会等の開催】 助成対象経費の5割以内で 10 万円まで
	委 託 費	・外部へ委託した通訳費・翻訳費・警備費	
	移動費用，宿泊費	・参加者等の移動のための経費 （公共交通機関による福岡都市圏内の移動費は含まれません。） ・参加者の宿泊費	
	会場借上げ・設営費	・会場費及び会場の設営にかかる経費・物品借上費及び展示品などの運搬費	
	広報・印刷費	・郵送料，宅配便会社の宅配料金，はがき購入代 （電話料金及びｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等の利用経費は該当しません。） ・広報用チラシ，ポスターの印刷費用 ・当日資料，報告書などの事業実施にかかる印刷費	
	消 耗 品 費	・事務用品，コピー用紙など ・コロナ感染対策に必要な物品 ・事業の目的を達成するために必要な物品	
	教 材 費	・講座などで使用する教材、食材などの購入費 ・施設入場料などの費用	
助成対象外経費	人 件 費	・事務所維持人件費等	
	食 糧 費	・飲食費、懇親会費、レセプション費、接待費等	
	ｽﾀｯﾌ	・旅費・宿泊費	
	その他団体運営経費等	・事務所家賃、光熱水費、電話代等	

助成金交付の流れ

申請➡審査委員会➡審査結果通知➡事業実施➡事業報告書提出➡助成金額確定通知➡請求➡助成金の交付